

令和 2 年度

財政援助団体、出資団体及び
公の施設の指定管理者
監査結果報告書

松山市監査委員

松 監 第 50 号
令和 3 年 1 月 8 日

様

松山市監査委員	原	田	光	雄
同	飯	尾	隆	哉
同	梶	原	時	義
同	向	田	将	央

財政援助団体、出資団体及び公の施設の
指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。

目 次

財政援助団体監査結果報告	1
1 松山市防犯協会防犯灯設置補助金	2
2 松山市障がい者団体連絡協議会運営補助金	2
3 休日子どもカレッジ推進事業補助金	3
4 松山市市街地再開発事業補助金	3
5 松山市防災教育推進協議会負担金	4
6 まつやま働き方改革推進会議負担金	4
出資団体監査結果報告	5
1 公益財団法人 松山国際交流協会	6
公の施設の指定管理者監査結果報告	7
1 松山市北条ふるさと館	8
2 松山中央公園体育施設（野球場・サブ野球場）	9
3 松山市青少年センター	10

財政援助団体監査結果報告

第1 監査の対象

令和元年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

補助金名等	交付先
1 松山市防犯協会防犯灯設置補助金	松山市防犯協会
2 松山市障がい者団体連絡協議会運営補助金	松山市障がい者団体連絡協議会
3 休日子どもカレッジ推進事業補助金	特定非営利活動法人 ワークライフ・コラボ
4 松山市市街地再開発事業補助金	湊町三丁目C街区地区市街地再開発準備組合
5 松山市防災教育推進協議会負担金	松山市防災教育推進協議会
6 まつやま働き方改革推進会議負担金	まつやま働き方改革推進会議

第2 監査の期間

令和2年9月1日から令和2年10月30日まで

第3 監査の方法

補助金等が目的に従って効果的かつ有意義に使用されているか、また補助金等にかかる経理事務は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

第4 監査の結果

次のとおりである。

1 松山市防犯協会防犯灯設置補助金

- (1) 交付先 松山市防犯協会 会長 野志 克仁
- (2) 補助金額 38,460,000 円
- (3) 支出年月日 令和元年 5月31日
令和元年 10月31日
令和2年 1月31日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
- (5) 補助目的
防犯灯設置等の助成を行うことで、防犯灯を設置し易くする環境を作り、夜間における犯罪・事故を未然に防止することを目的とする。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 松山市障がい者団体連絡協議会運営補助金

- (1) 交付先 松山市障がい者団体連絡協議会 会長 岡部 國男
- (2) 補助金額 3,000,000 円
- (3) 支出年月日 令和元年 7月10日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
- (5) 補助目的
障がい者の意識の向上と相互の理解を図り、又社会参加を促進すると共に、市民への啓発活動を進めて、福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・不適切な会計処理について

適正な出納簿が作成されていないことから、対象となる事業以外の経費の記載や、誤った金額が記載されていたほか、実績報告書の収支決算書への転記誤りも見受けられた。また、会計担当者等が支払いのため現金での管理を行っているものについて、支払先への支払日や金額は記載されているものの、会計担当者等が銀行から支出をした日や金額、精算をした額等の記載がなかった。

そのため、実績報告書の収支決算書について、一部誤りがあり実際の決算額とは異なる金額を報告していたことから、収入支出差引残額にも誤りがあった。

団体の監事は会計処理等について監査を行っていたが、現金の残高の確認を行わず収入支出差引残高を確定したため、決算額が誤っていることを確認することができなかった。

これらのことから、会計処理及び監査が適切に行われていなかったと言わざるを得ない。今後においては、出納簿等の記載については正確に行い、経理事務について確認体制の強

化を図る等、適正な事務処理に改められるとともに、団体の監事が行う監査については、決算書類、計数等の確認を適正に行われたい。

また、担当課は、提出された書類について、数値が適正であることを確認するなど、正確な報告を行うよう指導し、あわせて過去の会計処理等について適正に行われていたか確認されたい。

3 休日子どもカレッジ推進事業補助金

(1) 交付先 特定非営利活動法人 ワークライフ・コラボ 理事長 堀田 真奈

(2) 補助金額 3,499,000 円

(3) 支出年月日 令和元年 7月 31日
令和 2年 5月 20日

(4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
松山市休日子どもカレッジ推進事業補助金交付要綱
松山市休日子どもカレッジ推進事業実施要領

(5) 補助目的
夏休み等の長期休暇中において、親の不在や家庭の事情により体験や人とのつながりが不足する子どもに対し、行政・地域・大学等の連携のもと、安全・安心な居場所を確保するとともに、学びや遊び、交流などの様々な体験を提供し、子どもの育ちを支援することを目的とする。

(6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

4 松山市市街地再開発事業補助金

(1) 交付先 湊町三丁目C街区地区市街地再開発準備組合 理事長 日野 二郎

(2) 補助金額 92,616,000 円

(3) 支出年月日 令和 2年 2月 20日
令和 2年 3月 23日

(4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
松山市市街地再開発事業補助金交付要綱

(5) 補助目的
市街地再開発事業を施行するものに対し、事業にかかる経費の一部を支援することで、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進することを目的とする。

(6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

5 松山市防災教育推進協議会負担金

(1) 支出先 松山市防災教育推進協議会 会長 森脇 亮

(2) 負担金額 8,000,000 円

(3) 支出年月日 令和元年 10 月 21 日

(4) 事業目的

松山市の全世代及び全組織を対象とした防災教育を推進するため、防災関係の産官学民の組織の連携促進や、防災教育実施のため防災教育プログラムの開発など、地域防災力の飛躍的な向上を図ることを目的とする。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

6 まつやま働き方改革推進会議負担金

(1) 支出先 まつやま働き方改革推進会議 事務局長 加藤 和正

(2) 負担金額 10,220,000 円

(3) 支出年月日 平成 31 年 4 月 26 日

(4) 事業目的

サービス業をはじめとした市内企業等の働き方改革を促進するために設置された「まつやま働き方改革推進会議」が行う事業を支援し、働き方改革先進都市の実現を目指す。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類を調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・前金払の報告について

この事業の負担金は実施前に支出し前金払扱いとなるため、用件終了後、松山市財務会計規則第 80 条第 2 項に基づき会計管理者に報告することとなっているが、報告されていない状況が見受けられた。前金払をしたときは規則に基づき報告されたい。

出資団体監査結果報告

第1 監査の対象

出資を行っている団体のうち、次の団体の令和元年度事業について実施した。

団 体 名
1 公益財団法人 松山国際交流協会

第2 監査の期間

令和2年9月1日から令和2年10月30日まで

第3 監査の方法

設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、会計経理及び財産管理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

第4 監査の結果

次のとおりである。

1 公益財団法人 松山国際交流協会

(1) 基本金 1,000,000,000 円

(2) 松山市の出資額及び出資割合
1,000,000,000 円 (100%)

(3) 設立目的

市民主体の国際交流活動を促進することにより、国際貢献できる人材の育成と地域社会の国際理解の醸成を図り、多文化共生を推進するとともに、諸外国との友好親善を深め、国際性豊かな活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(4) 事業実施状況

1) 国際体験創造事業

- ①第 37 回まつやま中学生海外派遣
- ②大学生海外派遣事業
- ③姉妹・友好都市からの青少年受入交流
- ④地球人まつり
- ⑤フライブルク市寄贈ぶどう活用

2) 共生支援事業

- ①外国語としての日本語教室
- ②留学生支援団体助成
- ③国際交流サロン
- ④ジュニア国際交流「コスモリアン入門教室」

3) 基盤整備事業

- ①国際交流市民ボランティア入門講座
- ②交流ボランティアのための語学講座
- ③ホームステイ・ホームビジット振興
- ④生活サポートボランティア派遣
- ⑤民間国際交流団体等助成・支援
- ⑥情報発信事業

4) もてなしの風土醸成事業

- ①レンタサイクル

(5) 監査結果

出資団体における決算諸表及び関係帳票を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

公の施設の指定管理者監査結果報告

第1 監査の対象

公の施設の指定管理者のうち、次の管理者の令和元年度事業について実施した。

公の施設の指定管理者	管 理 施 設
ふるさと北条ファンづくり応援団	松山市北条ふるさと館
公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団	松山中央公園体育施設（野球場・サブ野球場）
松山市青少年育成市民会議	松山市青少年センター

第2 監査の期間

令和2年9月1日から令和2年10月30日まで

第3 監査の方法

協定書に基づく義務の履行は適正に行われているか、指定管理業務にかかる収支の会計経理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類（協定書、決算諸表、事業報告書等）の提出を求め、調査を行った。

第4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定に基づき、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団の監査については、同財団の監事に就任している原田光雄監査委員は除斥した。

第5 監査の結果

次のとおりである。

1 松山市北条ふるさと館

- (1) 指定管理者 ふるさと北条ファンづくり応援団
代表団体 芙蓉メンテナンス株式会社 代表取締役 兵頭 和之
構成団体 NPO法人 アクティブボランティア21 理事長 中野 勇
- (2) 基本協定年月日 平成29年 3月28日 (指定期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日)
年度協定年月日 平成31年 4月 1日
- (3) 指定管理料 52,588,000円

- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|-------------|-------------------|
| 平成31年 4月22日 | 13,888,000円 (第1期) |
| 令和元年 7月10日 | 12,900,000円 (第2期) |
| 令和元年10月10日 | 12,900,000円 (第3期) |
| 令和2年 1月10日 | 12,900,000円 (第4期) |

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

名称	松山市北条ふるさと館
開設	平成7年4月1日
所在地	松山市河野別府995番地
構造	鉄筋コンクリート造地上3階
敷地面積	7,096.11 m ²
建坪面積	1,561.63 m ²

2) 管理業務

利用の受付及び使用料の徴収等に関する業務

- ①利用の受付に関する業務
- ②使用の許可等に関する業務
- ③使用の制限等に関する業務 外

ふるさと館等の運営に関する業務

- ①庶務及び会計事務等に関する業務
- ②開館、閉館に関する業務
- ③設備の破損及び適切な使用の確認に関する業務 外

企画運営・歴史民俗文化財等保護に関する業務

- ①展示に関する業務
- ②講座に関する業務
- ③河野氏等に関する業務 外

ふるさと館等の維持管理に関する業務 外

- ①施設設備等の維持管理に関する業務
- ②清掃及び植栽管理等に関する業務 外

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・管理業務の再委託について

指定管理者の管理業務については、基本協定書第8条により、事前に松山市の承諾を受けた場合には、一部を第三者に委託することができるものと規定されているが、承諾を受けずに再委託している状況が見受けられた。

担当課においては、再委託する場合は事前に承諾を受けるよう指導されたい。

2 松山中央公園体育施設（野球場・サブ野球場）

- (1) 指定管理者 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団 理事長 本田 元広
- (2) 基本協定年月日 平成31年 3月28日（指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日）
年度協定年月日 平成31年 4月 1日
- (3) 指定管理料 571,219,136円（松山中央公園全体）

(4) 指定管理料支出日及び金額

平成31年 4月10日	168,466,000円（1期目）
令和元年 7月10日	150,310,000円（2期目）
令和元年10月10日	140,320,000円（3期目）
令和2年 1月10日	121,270,000円（4期目）
令和2年 5月25日	△9,146,864円（戻入）

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

(松山中央公園全体)

開設 平成12年7月15日
所在地 市坪西町625番地1
公園面積 534,000㎡

(野球場)

供用開始 平成12年7月15日
構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造 4階建
面積 33,421.50㎡（収容人数30,000人）
仕様 内野：黒土混合土、外野：天然芝

(サブ野球場)

供用開始 平成15年6月1日
構造 鉄筋コンクリート造 2階建
面積 2,437.61㎡（収容人数2,000人）
仕様 内野：黒土混合土、外野：人工芝

2) 管理業務（松山中央公園全体）

①中央公園全般について

②利用の許可等に関する業務

- ・自由利用及び利用の許可
- ・利用調整業務
- ・利用の受付及び許可
- ・使用許可の制限
- ・使用料の徴収
- ・使用料の減免等
- ・施設の利用の案内等（案内・調整）

- ③施設の運営に関する業務
 - ・施設の運営及び安全対策等に関する業務
 - ・施設等の利用制限に関する事項
- ④施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ・施設保守管理及び運転業務
 - ・備品及び消耗品等の管理業務
 - ・施設等の清掃に関する業務
 - ・保守警備業務
 - ・植栽管理業務
 - ・環境衛生管理業務
 - ・防火管理者としての業務
 - ・その他業務
- ⑤施設の利用促進に関する業務
 - ・周知及び広報について
 - ・利用促進活動
- ⑥自主事業に関する業務
- ⑦その他の業務
 - ・事業計画書及び事業報告書の作成
 - ・予算資料の作成
 - ・事業報告書の作成
 - ・緊急事態発生時の処理業務
 - ・事務員の研修
 - ・文書の管理・保存
 - ・処務及び会計事務等に係る業務（契約・会計・収納事務、防犯・防災、備品維持管理）
 - ・市施設への協力について
 - ・その他連絡調整

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 松山市青少年センター

- (1) 指定管理者 松山市青少年育成市民会議 会 長 山本 素直
- (2) 基本協定年月日 平成 31 年 3 月 26 日（指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）
 年度協定年月日 平成 31 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 66,041,000 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|------------------|--------------------|
| 平成 31 年 4 月 22 日 | 23,626,000 円（1 期目） |
| 令和 元年 7 月 10 日 | 13,803,000 円（2 期目） |
| 令和 元年 10 月 10 日 | 14,809,000 円（3 期目） |
| 令和 2 年 1 月 10 日 | 13,803,000 円（4 期目） |

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

供用開始	昭和47年5月1日
所在地	松山市築山町12番33号
構造	(本館) 鉄筋コンクリート造3階建一部地下 (体育室) 鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階 (体育館) 鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建地下1階
建物延面積	10,496 m ²

2) 管理業務

- ①利用の受付及び使用料の徴収等に関する業務
- ②施設の運営及び維持管理に関する業務
- ③主催事業の実施に関する業務
- ④青少年の自主的な学習や体育レクリエーションなどの活動支援等に関する業務
- ⑤その他教育委員会が必要と認める業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

①寄附物品の適正な受入について

指定管理者が管理業務の経費により取得した備品については、基本協定書第23条第2項により松山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ寄附するものとして当該備品に係る一覧表は提出されているものの、指定管理者制度運用マニュアルにより寄附に際して必要とされる寄附採納願の提出がされていなかった。また、松山市財務会計規則第357条に定める寄附物品受入調書による会計管理者への合議もされていなかった。

担当課においては、各種規程に基づき適正な手続きを行われたい。

②備品の適正な貸付けについて

基本協定書第22条第1項により、教育委員会が指定管理者へ貸し付けるものとして別表2に定めた備品について、担当課が備える備品台帳になく一致していない状況が見受けられた。これは、基本協定書締結以前に教育委員会が廃棄処分を行っていた備品を誤って別表2に記載していたためであった。

また、基本協定書第23条第2項による寄附物品について、その後指定管理者へ貸付けされているが、指定管理者制度運用マニュアルにより必要とされる指定管理者からの借用願の提出がなく、担当課による財務会計システム上での処理もされていない状況が見受けられた。

備品の貸付けにあたり適正な手続きを行うとともに、基本協定書第23条第3項によるたな卸し作業を適切に行い、異動が発生したものについてはその後速やかに別表2の変更を行われたい。

③管理業務仕様書に基づく受益者負担金の取扱いについて

基本協定書第5条第3項により遵守すべきとされる管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）において、事業に関する受益者負担金は松山市の歳入とすることと定められているが、一部の事業で受益者負担金が指定管理者の収入とされている状況が見受けられたため、仕様書に基づき松山市へ納入されたい。

また、今後、受益者負担金を徴収するにあたっては、私人の公金取扱いの制限を受ける歳入であることから、担当課において徴収事務を行われたい。